

令和 2 年度北海道労働局行政運営方針

追記版 取組結果報告（上半期）

（令和 2 年度 第 1 回 北海道労働局地方労働審議会提出資料）

令和 2 年 10 月 北海道労働局

令和２年度 北海道労働局行政運営方針（追記版）取組結果報告（上半期） 目次

新型コロナウイルス感染症拡大に対する対応

1	新型コロナウイルス感染症の影響による労働問題の支援	---	1
2	雇用維持に対する支援	---	3
3	求職者への就職支援	---	5
4	職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化	---	6
5	新型コロナウイルス感染症に関する労災補償	---	8
6	労働保険料等の納付猶予の特例	---	9

追記版

新型コロナウイルス感染症拡大に対する対応

テーマ

1 新型コロナウイルス感染症の影響による労働問題の支援

取組の方向・目標

令和2年2月14日から開設した「特別労働相談窓口」において、労働者及び事業主からの解雇・雇止め、休業手当や助成金等に関する相談に迅速かつ円滑に対応する。

また、「派遣労働者相談窓口」においては、派遣契約の中途解除等に関する相談に対し、必要な助言や援助、関係機関への誘導を行う。

加えて、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業に対する適切な労務管理に関する啓発指導等を実施するほか、新型コロナウイルス感染症の発生及び感染拡大が中小企業・小規模事業者に与える影響に配慮しつつ、労働基準関係法令の周知及び遵守徹底等を図る。

取組結果

ア 特別労働相談窓口の相談受付状況

労働局に常設している「総合労働相談コーナー」を中心に労働局各部各担当課において相談窓口を設置し、電話相談等へ対応を行うとともに、函館・帯広・北見・苫小牧の労働基準監督署、函館・帯広・北見・網走・苫小牧・千歳のハローワークにも「特別労働相談窓口」を設置して対応を実施した。

相談総件数は 36,563 件となり、全体の約 8 割は雇用調整助成金関連の相談問合せが占めている。

【新型コロナ感染症の影響による特別労働相談窓口取扱件数】

	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
相談者数	324	6098	6184	7341	4552	3924	4453	3134	36010
うち事業主	225	5178	5198	6493	3917	3636	4244	3003	31894
うち労働者	56	728	885	748	525	252	182	113	3489
その他	43	192	101	100	110	36	27	18	627

相談内容別割合(9/30時点)

80.9

7.8

1.9

0.2

1.1

0.4

0.8

0.2

0.9

0.3

2.2

0.1

0.3

3.0

雇用調整助成金

休業

解雇・雇止め

雇用保険

賃金

労働時間

休暇

就業規則

安全衛生

労災補償

保護者の休暇取得支援（助成金）

内定取り消し

労働保険料の申告・納付

その他

相談内容	割合	件数
雇用調整助成金	80.9	29,573
休業	7.8	2,854
解雇・雇止め	1.9	681
雇用保険	0.2	66
賃金	1.1	396
労働時間	0.4	139
休暇	0.8	307
就業規則	0.2	75
安全衛生	0.9	323
労災補償	0.3	120
保護者の休暇取得支援（助成金）	2.2	810
内定取り消し	0.1	28
労働保険料の申告・納付	0.3	108
その他	3.0	1,083
	100	36,563

	イ 派遣労働者相談窓口の相談受付状況等 ① 派遣労働者相談窓口の相談受付状況（令和２年５月１３日開設） 【相談件数等】５件（９月末現在） ② 派遣労働者の雇用維持に関する要請及び周知 派遣元事業主に対し、北海道知事と局長の連名等による雇用維持についての文書要請を実施（計２回）するとともにリーフレット等による雇用維持への依頼を別途２回実施した。 ③ 労働者派遣契約の中途解除事案等の把握 ５月に派遣元３７事業所への訪問及び、２８６事業所へ電話による中途解除等事案の把握を実施した。 ８月に製造業務派遣を行っている派遣元１３事業所への訪問及び、１５事業所への質問票郵送による中途解除事案の把握と併せて、９月以降の派遣契約更新（締結）見込みの把握について実施した。 ウ 労働基準関係法令の周知及び遵守徹底等 労働局、労働基準監督署、ハローワーク間の情報共有を図り、解雇、休業手当等労働関係上の問題が疑われる可能性がある事案について、啓発指導を実施した。 また、啓発指導時には、関係法令の遵守についても丁寧な説明を行い、雇用調整助成金等の各種助成金の利用については専門の窓口を紹介した。 企業倒産に係る破産手続等に伴う退職労働者への配慮について、北海道弁護士会連合会に要請した（令和２年４月１３日）
下半期の取組の方向性	ア ① 引続き、特別労働相談窓口を継続して、相談者への対応を行うとともに、適切な説明・担当窓口への誘導を実施する。 ② 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置が令和２年５月７日から令和３年１月３１日まで期間限定により実施されたこと、また、それに伴い令和２年１０月１日から「母性健康管理措置等に係る特別相談窓口」を開設したことについて、ホームページにおいて周知を図る。（実施済み）【資料３－１】 イ ① 引き続き、「特別労働相談窓口」「派遣労働者相談窓口」における相談事案については、速やかに対処若しくは関係機関への誘導等を行う。 ② 指導監督等において新型コロナウイルス感染症に伴う労働者派遣契約の中途解除等を把握した場合は、派遣元事業主及び派遣先にかかる派遣労働者の雇用安定維持の責務を踏まえた指導監督を実施する。 ウ 引き続き、啓発指導等を実施するほか、労働基準関係法令の周知及び遵守徹底等を図る。
担当部署	雇用環境・均等部指導課／職業安定部需給調整事業課／労働基準部監督課

追記版	新型コロナウイルス感染症拡大に対する対応
テーマ	2 雇用維持に対する支援
取組の方向・目標	雇用の維持、国民生活の安定が保たれるよう、各経済団体等に要請を行うとともに雇用調整助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の迅速な支給に努める。 また、小学校休業等対応助成金・支援金や働き方改革推進支援助成金、両立支援等助成金における新型コロナウイルス感染症対応特例について広く周知し、活用に向けた相談に対し機動的かつ的確に対応する。 さらに、北海道庁、道内各市町村、経済・事業主団体、関係機関等との連携・情報共有を円滑にし、雇用動向に注視するほか、当局ホームページ等において各機関の行う支援制度を広く周知する。
取組結果	ア 雇用調整助成金の支給決定状況 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ雇用調整を行わざるを得ない事業主に対して、特例措置を拡充し利用促進を図った。 【支給申請件数】 44,821 件（9 月末日現在） 【支給決定件数】 41,430 件（9 月末日現在） イ 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の支給決定状況 休業支援金・給付金集中処理センターを開設し迅速な支給に努め、雇用の維持を図った。 【支給申請件数】 9,927 件（9 月 28 日現在） 【支給決定件数】 7,384 件（9 月 28 日現在） 【支給決定額】 513,482 千円（9 月 28 日現在） ウ 小学校休業等対応助成金・支援金、働き方改革推進支援助成金（職場意識改善特例コース）、両立支援等助成金（介護離職防止支援コース（新型コロナウイルス感染症対応特例））、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金 助成金制度の周知に努め、活用に向けた相談に機動的に対応した。 ① 小学校休業等対応助成金（※企業単位での申請につき集計は全国のみ） 【支給申請件数】 115,000 件（9 月 25 日現在 全国） 【支給決定件数】 97,833 件（ 〃 ） ② 小学校休業等対応支援金（※企業単位での申請につき集計は全国のみ） 【支給申請件数】 24,200 件（9 月 25 日現在 全国） 【支給決定件数】 19,503 件（ 〃 ） ③ 働き方改革推進支援助成金（職場意識改善特例） 【交付申請件数】 326 件（9 月末日現在）

	④ 両立支援等助成金（介護離職防止支援コース（新型コロナウイルス感染症対応特例）） 【支給申請件数】 1 件（9 月末日現在） ⑤ 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金【資料 3 - 2】 【支給申請件数】 19 件（9 月末日現在） エ 北海道庁との連携 「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用変動等に対する合同緊急雇用対策本部」を令和 2 年 3 月 26 日設置し、経済団体への助成金制度周知等の連携を図っている。 雇用変動が大きい地域（札幌、函館、帯広、北見、網走、苫小牧、千歳、室蘭）においては、「地域緊急雇用対策本部」を設置した。
下半期の取組の方向性	助成金等について迅速な支給に努めるとともに、北海道庁と連携した経済団体等関係機関への情報提供等に努める。
担当部署	職業安定部職業安定課、職業対策課／雇用環境・均等部企画課、指導課

追記版	新型コロナウイルス感染症拡大に対する対応
テーマ	3 求職者への就職支援
取組の方向・目標	ハローワークにおいては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて求職活動をされている求職者の置かれた状況に応じて、きめ細かな就職支援を行うとともに、雇用保険の基本手当の支給や求職者支援制度による再就職支援に取り組むほか、新型コロナウイルス感染症対策として、オンラインによる職業相談の実施を検討していく。
取組結果	ア きめ細かな就職支援 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて求職活動をされている方に対しては、その方の状況に応じた支援を行うために求職者担当制による個別支援などにより、丁寧な対応に努めたほか、感染症の感染拡大期において、来所を希望されない方に対し、電話による職業相談、紹介を実施した。また、新型コロナウイルス感染症の影響により生活が困窮した者を対象として、住居や生活支援策への誘導と就職支援をワンストップで実施する「住居・生活及び就職に関する相談窓口」を札幌所、札幌東所、札幌北所に設置。9月末日までの相談件数は479件となっている。 イ 再就職支援 新型コロナウイルス感染症に係る求職活動の長期化等に対応し、雇用保険の基本手当の個別延長給付を実施し再就職支援に取り組む。 【個別延長給付決定件数】 8,331件（9月末現在） 【個別延長給付受給者実人員】 15,889人（9月末現在） 【支給金額】 1,422,305千円（9月末現在） ウ 求職者支援制度 新型コロナウイルス感染症の影響による離職者の求職活動の支援のため、職業訓練受講給付金を受給できる求職者支援訓練の受講枠が令和2年度第一次補正予算により1,609人分増枠され、これを受け、職業訓練メニューを拡充するため職業訓練実施者に積極的な訓練の実施を要請するとともに、さらに効果的な訓練メニューを開発するため、ハローワークを通じて訓練ニーズの把握を行い、北海道及び（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構北海道支部との共有を図った。 【拡充後の対象人員上限】 3,629人
下半期の取組の方向性	ア 求職活動を行っている方に対しては、引き続き丁寧な対応を行うとともに、ビデオ会議アプリケーションを活用したオンラインによる職業相談を試行実施する。 イ 引き続き適正な給付に努める。 ウ 職業訓練事業者等に積極的な訓練の実施を要請するため、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構北海道支部との連名により発出したダイレクトメールに訓練実施意向を示した事業者を訪問する等の方法により説明を行い認定申請を促進する。
担当部署	職業安定部職業安定課、訓練室

追記版	新型コロナウイルス感染症拡大に対する対応
テーマ	4 職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化
取組の方向・目標	「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を活用し、職場における感染予防、健康管理の強化を図ることを広く周知する。 また、北海道労働局、道内各労働基準監督署及びハローワークにおいては、利用者間、職員間の感染防止対策を徹底し、利用者には電話による相談、電子申請、郵送での各種届出、報告、申請等を勧奨する。
取組結果	ア 職場における感染予防、健康管理の強化 ① 北海道内における各種事業者団体等（76 団体）に対し 3 回にわたりチェックリスト等を用いて職場における感染予防対策を内容とする文書要請を行ったほか、ホームページに本省報道発表の内容やチェックリスト等を掲載して周知を図った。 ② 労働基準監督署で受理した申請、届出、報告書等（以下「申請書等」という。）の副本を返戻する場合等、事業場に対して郵便物を送付する際には、対応可能な範囲でチェックリストを同封した。また、申請書等の内容確認等でチェックリストを案内し、その活用を勧奨した。 イ 労働局利用者間、職員間の感染防止対策の徹底 ① 来庁を必要としない電子申請の勧奨を行い、また、電子申請を利用することが困難な場合には、郵送での申請等を勧奨した。さらに、経済団体、労働基準関係団体及び労働災害防止団体に対して協力要請を行った。（令和 2 年 5 月 8 日） ② 各種許可・認定に関する処分結果の通知については、処分結果の通知は可能な限り郵送にて行った。 ③ 職員に対して毎日の体温測定を指示し、体調不良の際は出勤せず自宅療養を行うよう指導したほか、職場では、終日マスク等を着用するよう徹底し、密閉、密集、密接を避ける対策を進めた。 組織としては、職場で感染者が発生した場合を想定した業務継続方針を作成し緊急事態発生時に備えたほか、時差出勤、交代勤務、在宅勤務を進めた。 また、速乾性の手指消毒剤を全所属に配付し感染予防に努めるほか、アルコール消毒液を常備させ、多数の人間が触れる箇所等について、こまめな消毒作業の実施に努め、特に窓口においては、飛沫防止用のアクリル板等を設置することにより職員と利用者間の感染防止を図り、待合においては、座席間にスペースを設け利用者間の感染防止に努めた。 ④ 発熱者等の体調不良により医療機関等を受診し、PCR 検査を実施することとなった職員が発生した場合は、改めて職場内の消毒作業を行うよう指示するとともに、事務所閉鎖等による感染拡大防止を速やかに検討した。 感染者が発生した場合は、庁舎を閉鎖のうえ消毒作業を行い、地域へ公表することで利用者へ注意喚起するとともに、速やかに対応することで行政サービスの低下を極力抑えるように努めた。

	⑤ 職員に対する各種研修及び会議について、参集方式による開催を避け、テレビ会議方式で開催することにより、地域間移動や密集等による感染リスクの軽減を図った。
下半期の取組 の方向性	ア 引き続き、チェックリストを活用した職場における感染予防、健康管理の強化を図ることを広く周知する。また、今後の感染状況の推移を踏まえ、監督指導等の際においてチェックリストの配布を行うことを検討する。 イ 引き続き、北海道労働局、道内各労働基準監督署及びハローワークにおいては、利用者間、職員間の感染防止対策を徹底し、利用者には電話による相談、電子申請、郵送での各種届出、報告、申請等を勧奨する。
担当部署	労働基準部監督課、健康課／総務部総務課

追記版	新型コロナウイルス感染症拡大に対する対応
テーマ	5 新型コロナウイルス感染症に関する労災補償
取組の方向・目標	新型コロナウイルス感染症に関する労災保険給付の相談には、具体的な取り扱い等を懇切丁寧に説明するとともに、労災請求に対して迅速・適正な処理を行う。 また、集団感染が発生した医療機関等における労働者の感染が疑われる情報を把握した場合は、当該医療機関等に労災請求勧奨の実施を要請し、業務により新型コロナウイルスに感染した労働者について、労災請求が確実に行われるよう努める。
取組結果	ア 新型コロナウイルス感染症に関する労災補償 ① 新型コロナウイルス感染症に関する労災保険給付の相談に関しては、具体的な取扱い等を説明するとともに、労災請求に対して調査・決定を行った。（9月末現在で請求件数 188 件、決定件数 112 件） ② 集団感染が発生した医療機関等における労働者の感染が疑われる情報を把握した医療機関等に対し、事前に電話で説明を行った上で、労災請求勧奨の実施を文書にて要請した（9月末現在で集団感染の発生情報を把握した全事業場 33 件に対し文書による労災請求勧奨を実施済。）。
下半期の取組の方向性	ア ① 下半期も引き続き、新型コロナウイルス感染症に関する労災保険給付の相談に関し、具体的な取扱い等を懇切丁寧に説明するとともに、労災請求に対して迅速・適正な処理を行う。 ② 集団感染が発生した医療機関等における労働者の感染が疑われる情報を把握した場合は、当該医療機関等に労災請求勧奨の実施を要請し、業務により新型コロナウイルスに感染した労働者について、労災請求が確実に行われるよう努める。
担当部署	労働基準部労災補償課

追記版	新型コロナウイルス感染症拡大に対する対応
テーマ	6 労働保険料等の納付猶予の特例
取組の方向・目標	新型コロナウイルス感染症の影響により、事業に係る収入に相当の減少がある事業主等に労働保険料等の納付の猶予を行う。 また、納付猶予の特例を広く周知し、これらの相談に的確に対応する。
取組結果	ア 労働保険料等の納付猶予の特例 関係団体への文書要請、ホームページ、年度更新リーフレット、各種広報誌への掲載依頼による周知を行った。 【納付の猶予（特例）許可申請件数】305 事業場（9 月末現在）
下半期の取組の方向性	ア 引続き納付期限第 2 期、第 3 期に対し納付猶予の特例を広く周知し、これらの相談に的確に対応する。
担当部署	総務部労働保険徴収課